



## 追加情報

100名  
限定

### クリスマス市民ウォーク 参加無料!!

イルミネーションで飾られた教会と水辺の公園を歩く長崎ならではのウォーキングです。

■と き: 12月23日(木・祝) 集合17:00 出発17:30~ゴール19:00の予定

■予定コース: 日本26聖人殉教地(西坂公園)…中町教会…かもめ広場…出島ワーフ…

長崎県美術館(Xmas映像)…水辺の森公園(Xmasツリー)…大浦天主堂(解散)

※希望の方は、事前の申し込みが必要となりますので、下記までお問い合わせください。

■申し込み・問い合わせ:NPO法人世界遺産チャーチトラスト 長崎市元船町7-13 TEL:050-3444-1922

## ご旅行条件書(国内旅行)抜粋

### ■お申し込み

(1)本旅行は(社)長崎国際観光コンベンション協会が企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当協会と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当協会の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当協会が申込金を受理した日とします。

(2)a.旅行開始日に75歳以上の方、b.身体に障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(3)お申し込み時に20歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

### ■旅行契約内容・代金の変更

(1)当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお知らせします。

### ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって10日目から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

(1)当協会の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。

(2)取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

### ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただけません。(一部例示)

①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。

②旅行代金が増額された場合。

③当協会が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。

④当協会の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

### ■当協会による旅行契約の解除

次の場合は当協会は旅行契約を解除することができます。(一部例示)

①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

②旅行代金を期日までにお支払いいただけないと

③申込条件の不適合

④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

### ■当協会の責任

当協会は当協会または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当協会に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

### ■特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一人又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当協会の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

### ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当協会が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当協会から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、当協会の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### ■個人情報の取り扱いについて

(1)当協会はお申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

(2)当協会およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報を、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。

(3)当協会、当協会のグループ企業である株式会社サービス・販売店および当協会と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただきます。

(4)上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会の店頭またはホームページでご確認ください。

### ■募集型企画旅行契約書について

この条件に定めのない事項は当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約書の部)によります。当協会旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。当協会旅行業約款は、当協会ホームページ <http://www.nagasaki-tabi.jp>からもご覧になれます。

当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

この書面は、旅行業法第12条の4による取扱い条件説明書になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。

### 個人情報の取り扱いについて

(1) (社)長崎国際観光コンベンション協会(以下「当協会」)およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行業者は、旅行申込みの際にいただいた個人情報を、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。

(2) 上記のほか、当協会の個人情報の取り扱いに関する方針については、当協会の店頭またはホームページでご確認ください。

(社)長崎国際観光コンベンション協会 御中

パンフレットの記載の旅行条件及び旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。(5名様以上の場合は複数枚提出してご利用ください)

FAX:095-824-9128

WEBからの申し込みには割引があります。 <http://www.nagasaki-tabi.jp>

## 長崎クリスマス☆2010 教会巡礼・馬小屋さるく 旅行申込書

	フリガナ お名前	性別	年齢	住 所	日中の連絡先電話 携帯電話	オプション 昼食希望(1600円)
1		男・女 才	〒 -			希望する・しない
2		男・女 才	〒 -			希望する・しない
3		男・女 才	〒 -			希望する・しない
4		男・女 才	〒 -			希望する・しない

お申込後直ぐに、旅行代金をご入金ください。

FAX:095-824-9128